

令和 5 年度  
八尾市地域包括支援センター運営事業  
委託事業者選定プロポーザル実施要領

令和 5 年 5 月

八尾市健康福祉部高齢介護課



## 1. 趣旨

八尾市地域包括支援センター（以下「センター」とする。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担うこととして設置されるとともに、重層的支援体制整備事業においては、高齢者のみならず複合的な課題を包含する人への支援においても中核的機関としての役割が期待されることである。また、センターの運営にあたっては、地域の高齢者支援の拠点として地域に密着した活動が求められるとともに、業務を遂行するためには、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人に委託する必要がある。

八尾市（以下「市」という。）では、重層的支援体制整備事業等の時代的要請に応えられる地域包括支援センターとしての資質を担保するとあわせ、地域包括支援センターの運営に参入する機会の確保及び委託先法人の決定についての透明性を確保するため、本要領に定めるとおり、介護保険法（平成9年法律第123号）第百十五条の四十六に規定する（包括的支援事業等に係る業務を委託する）地域包括支援センターの運営の受託に係る応募をしようとする事業法人に対し、応募に必要な手続き等について示すものである。

なお、本選定はあくまで「受託候補者」を選定するものであり、契約行為ではない。本選定は、令和6年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、市議会において当初予算案が否決された場合は、委託契約を締結しない可能性があるので留意すること。

## 2. 業務名

地域包括支援センター運営事業委託業務

## 3. 業務の内容

### (1) 事業の内容

「八尾市地域包括支援センター業務委託仕様書」のとおり。

### (2) 公募対象センターの担当地域及び設置数

日常生活圏域	担当中学校区	担当小学校区	設置数
1	八尾	用和・長池	1
1	桂	桂・北山本	1
1	上之島	山本・上之島	1
2	龍華	龍華・永畑	1
2	亀井	竹淵・亀井	1
2	久宝寺	久宝寺・美園	1
3	志紀	志紀	1
3	大正	大正・大正北	1
3	曙川南	曙川・刑部・曙川東	1
4	成法	八尾・安中	1

4	曙川	南山本・高安西	1
4	高美	高美・高美南	1
5	高安	高安	1
5	南高安	南高安	1
5	東	東山本・西山本	1

### (3) 人員配置

令和6年4月1日からの職員体制は「八尾市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(八尾市条例第52号)」に従って配置するものとする。

### (4) 委託契約期間

令和6年4月1日より令和7年3月31日まで（随意契約）

契約は随意契約とし、単年度ごとに締結する。ただし、本委託業務の開始後、委託期間中に提出される報告等に関し、八尾市地域包括支援センター運営協議会において事業の目的が適切に実施されていると認められる場合は、上記委託予定期間終了後最大5年間は、当該団体と協議の上、引き続き委託契約をすることができるものとする。ただし翌年度の予算の成立内容により変更となる場合があることに留意すること。

また、八尾市地域包括支援センター運営協議会がその業務の実施に著しく不相当と認めた場合や介護保険法及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除する場合がある。

### (5) 委託料（提案上限額）

「令和5年度八尾市地域包括支援センター業務委託仕様書」を参照

## 4. 申請資格

地域包括支援センターの中立・公正な運営を図り、円滑に包括的支援事業を実施できる法人で、次のいずれもの要件を満たしていること。

- (1) 担当する中学校区内に地域包括支援センターの事務所を設置できること。また事務所には事務室、相談室の他、会議や教室などが実施できる十分な広さを有する部屋を確保すること。ただし、参加申込日現在において、八尾市内で既に地域包括支援センターを運営している法人については、応募しようとしている中学校区を継続して運営することを希望する場合に限り、地域包括支援センターの事務所が、圏域内で隣接する中学校区に設置されていれば申請を可能とする。
- (2) 24時間365日の相談体制を確保できること。
- (3) 健康福祉及び介護保険に関する制度について広く理解のあること。
- (4) 現在、八尾市において特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、病院を運営、または介護保険サービス事業を実施しており、かつ本

市において夜間も対応できるサービス提供の実績を、継続して3年以上（令和5年4月1日現在）有している法人であること。

- (5) 直近1年間において、法人税または所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税並びに固定資産税等の公租公課を滞納していないこと。
- (6) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員および八尾市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)に該当しないこと。
- (7) 直近2年間において、関係法令に違反する等業務に関し不正または不誠実な行為や、その他犯罪または社会福祉に関する不正行為を行ったものではないこと。

## 5. 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人は、八尾市地域包括支援センター運営業務を受託することができないものとします。

- (1) 役員に次の各号に該当する者がいる法人
  - ① 破産者で復権を得ない者
  - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ③ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

## 6. 質問について

募集要領等に関する質問の受付及び回答は下記のとおり行います。個別のご質問にはお答えできませんので、ご了承ください。

(質問送付の際は、必ず高齢介護課地域支援室まで、電話にてご連絡ください。)

- (1) 受付期間 令和5年5月15日(月)～22日(月)17時まで
- (2) 受付方法 ファックスまたは電子メールにて提出。

E - m a i l : chiikisien@city.yao.osaka.jp

T E L : ( 0 7 2 ) 9 2 4 - 3 9 7 3

F A X : ( 0 7 2 ) 9 2 4 - 3 9 8 1

- (3) 回答 質問に関する回答は、市ホームページで公表。  
回答予定日 令和5年6月2日(金)

## 7. 手続きについて

- (1) 提出期間

令和5年6月9日(金)～6月23日(金)の午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日・日曜日は除く。)

\* 不明な点については、八尾市高齢介護課地域支援室に確認すること。

(2) 提出先

八尾市健康福祉部高齢介護課地域支援室（八尾市役所 本館1階 14番窓口）

住所：八尾市本町一丁目1番1号 電話番号：（072）924-3973

(3) 提案の方法

提出にあたっては、必ず、事前に高齢介護課地域支援室に連絡し、日時を予約の上、必要書類を持参してください。（郵送不可）

(4) 提出書類

No	書類名	留意事項等	様式
1	応募申請書		様式第1号
2	法人概要説明書	法人設置状況、基本理念・考え方など	様式第2号
3	定款	最新のもの（要原本証明）	
4	法人登記簿謄本	応募3ヵ月前以内に発行されたもの	
5	法人代表者履歴書		様式第3号
6	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定等に該当しない旨の誓約書	様式第4号
7	宣誓書		様式第5号
8	既存施設及び事業の運営実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者の福祉・介護・医療・保健に関する実績</li><li>・ 施設等の運営実績</li></ul>	様式第6号
9	納税証明書	法人又はその代表者に対する法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税、固定資産税のうち、課税されているものの納税証明書（過去1箇年分）	
10	直近3ヵ年分の財務書類（貸借対照表、損益計算書又は正味財産変動計算書）		任意様式
11	法人支援計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ センター事業の応募動機について</li><li>・ 法人としての地域包括支援センターに対する支援の考え方について</li></ul>	様式第7号
12	職員の確保計画について 職員採用・配置計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の確保計画</li><li>・ 職員配置予定者</li><li>・ 法人における職員確保体制</li></ul>	様式第8号 様式第9号 の1～3
13	センター設置予定場所等の書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ センター設置予定場所等の計画書</li><li>・ センターの設置予定場所の位置図</li></ul>	様式第10号

No	書類名	留意事項等	様式
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ センター設置予定施設の敷地・建物の平面図（来客駐車場が判別できるもの）</li> <li>・ センター執務室の平面図</li> </ul>	任意様式
14	事業運営計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ センター運営にあたっての基本方針</li> <li>・ 事業運営の基本的考え</li> <li>・ 管理運営について</li> <li>・ 地域や関係機関との連携について</li> <li>・ その他</li> </ul>	様式第 11 号の 1 様式第 11 号の 2 様式第 11 号の 3 様式第 11 号の 4
15	個人情報保護に対する取組み		様式第 12 号
16	事業報告書	提出可能な直近 3 か年分	任意様式 （法人の活動がわかるもの）

#### （5）提出資料の体裁

- ① 応募書類のそれぞれを一覧表の順に整理し、ページ番号をつけること。
- ② 書類ごとにインデックス付きの仕切りを入れること。
- ③ 全体をファイルやバイnder等に綴り、表紙と背表紙に「令和 5 年度八尾市地域包括支援センター設置法人応募書類」及び事業者名（法人名）を記載すること。

#### （6）提出書類の部数

- ① 提出書類は 8 部作成し、1 部を正本、7 部を副本（写し）として提出すること。
  - ※ 正本がカラー印刷の場合でも、副本はモノクロ印刷で可とします。
  - ※ 副本については、法人名や代表者名など法人名が特定できる箇所は消しておくこと。
- ② 所定様式が定められているもの以外は、原則として A 4 判で提出すること。ただし、図面は A 3 判とし、A 4 サイズに折り込むこと。
- ③ 所定様式が定められているものについては、詳細な資料等を別紙添付する場合にあっても、所定様式内の各項目に要旨等、法人が必要と考える事項を必ず記入すること。様式及びその他必要書類を原本 1 部、副本（原本のコピー）7 部を提出してください。なお提出書類については返却いたしません。

## 8. 応募の抹消

応募した法人が次のいずれかに該当した場合には、その応募を無効とし、審査の対象から除外します。

- （1）受付期間内に定める書類の全てが提出されなかった場合。
- （2）応募書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- （3）募集要領に著しく逸脱した場合。

- (4) 応募の採否の働きかけを行う等の目的で、応募事業者又はその関係者が、市職員及び判定委員と直接的又は間接的に接触した場合。

## 9. 応募事業者の審査手順

- (1) 八尾市地域包括支援センター運営事業に係る八尾市公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて、書類審査ならびに応募事業者に対する面接（ヒアリング）を実施し、総合的に評価・審査を行います。
- (2) 応募事業者へのヒアリングについては、7月から8月初旬（予定）に、一事業者10分程度を予定しており、具体的な日時については応募事業者に別途通知します。
- (3) 審査項目毎に採点を行い、基準得点を超えた中で最も得点の高い事業者を委託予定事業者と決定します。（結果については、応募事業者に通知するとともに、概要を八尾市ホームページにて公開します）
- (4) 選定委員会の審査結果について、八尾市地域包括支援センター運営協議会において報告のうえ、承認の可否を決定します。
- (5) 上記の手続きを経て、八尾市長が最終決定を行います。
- (6) 応募者が一者であった場合も、審査基準に基づき審査を行います。
- (7) 事業者の応募がなかった場合及び事業者が決定しなかった場合には、再度応募を行います。

## 10. 審査項目

- (1) 次の各項目について審査します。
- ① 事業主体の適格性（20点）
    - 1－基本要件
    - 2－法人としての要件
    - 3－事業の実績
    - 4－財政状況
    - 5－応募動機
  - ② 実施体制（20点）
    - 1－地域包括支援センターへの支援方法
    - 2－職員採用・配置計画
    - 3－事務所について
  - ③ 運営方針（110点）
    - 1－基本方針
    - 2－設置中学校区に対する認識・見解
    - 3－事業運営の基本的考え方
    - 4－人材の育成について
    - 5－障がい者等就職困難層の雇用の促進
    - 6－事故等に対する安全管理
    - 7－危機管理

- 8 – 苦情への対応
- 9 – 高齢者の権利擁護
- 10 – 医療・福祉との連携
- 11 – 地域福祉の推進について
- 12 – 地域住民との協働について
- 13 – 広報や啓発活動について
- 14 – 個人情報保護について

(2) 適正な業務進行を担保するため、最低基準点を選定委員会の出席委員の持ち点の総合計の60%と定め、これを満たさない提案については失格とします。

## **11. 結果通知**

申し込み事業者に対し、速やかに電子メール等にて通知します。